



長門市

記者配布(発表)資料

発信年月日：令和5年4月18日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-23-1187 FAX 0837-23-1219
健康福祉部 子育て支援課	山下 賢三	課長補佐 榎本信恵		
件名	低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の支給開始について			

食費等の物価高騰等に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国において、18歳以下の児童を養育する低所得の子育て世帯に、児童1人あたり5万円の「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給することが決定されました。

この決定により、本市においても支給に向けて準備を進めており、4月14日にこの事業に関連する予算の専決処分を行い、予算措置を行ったところです。

本給付金の支給については、まずは申請が不要とされる令和5年3月分児童扶養手当受給者及び令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の受給世帯に対し、**4月28日(金)**から支給を開始しますのでお知らせいたします。

なお、申請が必要となる物価高騰等により家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった子育て世帯や公的年金を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていないひとり親世帯については、5月1日(月)より申請受付を開始する予定としております。